

昭和42年度公営住宅標準建設費

(昭和42年4月1日
建設省住建発第24号
建設事務次官通達)

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第7条第3項に規定する昭和42年度の公営住宅標準建設費は、次のとおりとする。

第1 標準建設費の構成

公営住宅の標準建設費は、種別ごとに、第2以下に定める方法により算出した、建設工事費及び付帯事務費の合計額とする。

第2 公営住宅建設事業（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。）及び災害公営住宅建設事業（公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。）における建設工事費の算出方法

公営住宅建設事業及び災害公営住宅建設事業における建設工事費は、別表第1に掲げる構造別及び地区別の区分に属する公営住宅の戸数に、それぞれの区分に属する1戸当り建設工事費を乗じて得た額の合計額とする。

第3 次年度以降建設用地取得造成事業（公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。）における建設工事費の算出方法

次年度以降建設用地取得造成事業における建設工事費は、別表第1に掲げる構造別及び地区別の区分に属する1戸当り用地取得造成費に、それぞれの区分に属する次年度以降の建設戸数を乗じて得た額の合計額とする。

第4 既設公営住宅復旧事業（公営住宅法施行規則第2条第1項第5号の事業をいう。以下同じ。）における建設工事費の算出方法

1 既設公営住宅復旧事業のうち、公営住宅の建設にかかる建設工事費は、別表第1に掲げる構造及び地区別の区分に属する公営住宅の戸数に、それぞれの区分に属する1戸当り建設工事費を乗じて得た額の合計額とする。

2 既設公営住宅復旧事業のうち、公営住宅の補修にかかる建

設工事費は、建設大臣が認定した額とする。

第5 建設工事費の特例

1 建設工事費を増額する場合

建設大臣が必要と認めるときは、建設工事費は、第2から第4までに定める方法により算出した建設工事費に、イからニまでについては1戸当り150,000円以下、ホ及びへについては1件当り1,000,000円以下で、建設大臣が認定した額を加算した額とする。

イ 特殊基礎工事を施工するもの

ロ 公共建築物、店舗等を併存するもの

ハ 必要と認める試作住宅の建設工事を施行するもの

ニ 量産公営住宅で、別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当り平均床面積が、実施上やむを得ず同表に掲げる1戸当り標準床面積を著しくこえるもの

ホ 優良な模範的住宅団地とするために必要と認める建設工事を施行するもの

へ 集会室

2 標準床面積未満のものがある場合

構造別ごとの1戸当り平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当り標準床面積未満のもの建設工事費は、同表に掲げる1戸当り建設工事費に、その平均床面積を標準床面積で除した数値を乗じて得た額を1戸当り建設工事費として、第2から第4までの規定により算出するものとする。ただし、当該構造以外の構造で1戸当り平均床面積が1戸当り標準床面積を超えるものがある場合で、建設大臣が特に必要があると認めるとき建設工事費は、次の式により算出するものとする。

$$D = E - \sum \frac{Bi - Bi'}{Bi} \times Ci \times Ai = \sum \frac{Bi'}{Bi} \times Ci \times Ai$$

ただし $D \leq E$

D 建設工事費

E 第2から第4までの規定による建設工事費

Ci: 別表第1に掲げる1戸当り建設工事費

Ai: 構造別建設戸数

Bi: 構造別 1戸当り標準床面積

Bi; 構造別 1戸当り平均床面積

(iは構造別を示す添字である)

3 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ相当の面積が1戸当り建設工事費の高い地区に属する場合には1戸当り建設工事費は、その団地の全域が、1戸当り建設工事費の高い地区に属するものとして算出した額とする。

4 高層公寓住宅(地上階数7階以上のものをいう。以下同じ)の場合、高層公寓住宅の工事費については、第2および第5の1からまでの規定によって算定した工事費に建設大臣が認定した比率を乗じて得た額とする。

第6 付帯事務費の算出方法

付帯事務費は、第2から第5までの規定により算出した種別ごとの建設工事費に、別表第2の区分に従い、同表に掲げる付帯事務費算出割合を乗じて得た額とする。

第7 金額の整理

第2から第6までの規定による建設工事費及び付帯事務費を算出する場合には、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の2の場合にあっては3で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

別表第1

1220

1 戸当り建設工事費一覧表

(内地) A (補助対象となる用地買収費又は借地権の取得費がある場合)

構造別	種 別			1 種			2 種			(単位千円)
	1戸当り 標準 床面積	地区別 工事用地	1戸当り建設工事費 (1)工事費	1戸当り 標準 床面積	地区別 工事用地	1戸当り建設工事費 (1)工事費	1戸当り 標準 床面積	地区別 工事用地	1戸当り建設工事費 (1)工事費	
木	36.0m ²	特	イ	イ	268	876	31.0m ²	イ	213	729
			ロ	ロ	224	852		ロ	228	744
			ハ	ハ	190	798		ハ	174	690
			ニ	ニ	132	740		ニ	132	648
			ホ	ホ	86	694		ホ	84	600
			ヘ	ヘ	68	676		ヘ	63	579
造	36.0m ²	多雪・ 冷 一般	イ	イ	132	708	31.0m ²	イ	132	618
			ロ	ロ	86	662		ロ	84	570
			ハ	ハ	68	644		ハ	63	519
			ニ	ニ	190	730		ニ	174	630
			ホ	ホ	132	672		ホ	132	568
			ヘ	ヘ	86	626		ヘ	84	540
簡易耐火構造	36.0m ²	多雪・ 冷 一般	イ	イ	410	1,100	31.0m ²	イ	390	964
			ロ	ロ	270	960		ロ	392	923
			ハ	ハ	192	862		ハ	234	828
			ニ	ニ	116	806		ニ	192	786
			ホ	ホ	86	776		ホ	111	705
			ヘ	ヘ	68	776		ヘ	81	675
簡易耐火構造	36.0m ²	多雪・ 冷 一般	イ	イ	192	860	31.0m ²	イ	192	745
			ロ	ロ	116	784		ロ	111	684
			ハ	ハ	86	754		ハ	81	654
			ニ	ニ	668	85		ニ	573	684
			ホ	ホ	690	85		ホ	594	684
			ヘ	ヘ	668	85		ヘ	573	684

平家建	42.5m ²	一般	〓 二 水 〓	632	270	902	平家建	〓 二 水 〓	一般	543	234	777
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	806	192	824			屯美	696	192	735
		特	〓 二 水 〓	890	116	748			特	828	111	654
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	852	86	719			多雪・冷 寒	783	81	624
		一般	〓 二 水 〓	818	86	892			一般	759	81	777
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,048	86	892			屯美	975	81	777
		特	〓 二 水 〓	1,078	410	1,300			特	828	390	1,218
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	442	1,332			多雪・冷 寒	783	399	1,227
		一般	〓 二 水 〓	998	270	1,160			一般	759	234	1,062
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	192	1,082			屯美	975	192	1,020
		特	〓 二 水 〓	1,034	116	1,006			特	828	111	939
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	86	976			多雪・冷 寒	783	81	909
		一般	〓 二 水 〓	998	192	1,044			一般	759	192	975
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	116	968			屯美	975	111	894
		特	〓 二 水 〓	1,034	86	938			特	828	81	864
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	270	1,088			多雪・冷 寒	783	234	993
		一般	〓 二 水 〓	998	192	1,010			一般	759	192	951
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	116	934			屯美	975	111	870
		特	〓 二 水 〓	1,034	86	904			特	828	81	840
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	86	1,124			多雪・冷 寒	783	81	1,056
		一般	〓 二 水 〓	998	410	1,488			一般	759	390	1,401
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	442	1,520			屯美	975	399	1,410
		特	〓 二 水 〓	1,034	270	1,348			特	828	234	1,245
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	192	1,270			多雪・冷 寒	783	192	1,203
		一般	〓 二 水 〓	998	116	1,191			一般	759	111	1,122
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	86	1,164			屯美	975	81	1,092
		特	〓 二 水 〓	1,034	192	1,226			特	828	192	1,158
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	116	1,150			多雪・冷 寒	783	111	1,077
		一般	〓 二 水 〓	998	86	1,120			一般	759	81	1,047
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	270	1,268			屯美	975	234	1,161
		特	〓 二 水 〓	1,034	192	1,190			特	828	192	1,119
		多雪・冷 寒	〓 二 水 〓	1,034	116	1,114			多雪・冷 寒	783	111	1,058
		一般	〓 二 水 〓	998	86	1,084			一般	759	81	1,008
		屯美	イ 口 〓 二 水 〓	1,274	86	1,360			屯美	975	81	1,266

第 1 種			第 2 種					
構 造 別	1戸当り 標準 床面積	地区別		1戸当り 標準 床面積	地区別			
		工 事	用 地		工 事	用 地		
		(1)工事費	(2)用地取 得造成費	(3)-(1)+(2)	(1)工事費	(2)用地取 得造成費	(3)-(1)+(2)	
高層 耐火 構造	49.5m ²	1,631	イ	608	2,242	イ	567	2,103
			ロ	442	2,076	ロ	399	1,935
			ハ	270	1,904	ハ	234	1,770
			ニ	192	1,826	ニ	192	1,728
			ホ	116	1,750	ホ	111	1,647
高層 耐火 構造	46.5m ²	1,590	イ	192	1,782	イ	192	1,683
			ロ	116	1,706	ロ	111	1,602
			ハ	86	1,676	ハ	81	1,572
			ニ	270	1,824	ニ	234	1,686
			ホ	192	1,746	ホ	192	1,644
高層 耐火 構造	50.0m ²	1,554	イ	116	1,670	イ	111	1,563
			ロ	86	1,640	ロ	81	1,533
			ハ	924	1,026	ハ	924	1,026
			ニ	876	978	ニ	876	978
			ホ	1,122	1,224	ホ	1,122	1,224
商家向 易建築 耐火 構造 平村	商家向 易建築 耐火 構造 平村	特 書上び 多雪・ 寒冷	特 書上び 多雪・ 寒冷	特 書上び 多雪・ 寒冷	特 書上び 多雪・ 寒冷	特 書上び 多雪・ 寒冷	特 書上び 多雪・ 寒冷	

面隣向 島建集舎 前火農住宅 構造 2村	50.0m ²	特 および 多雪・ 寒冷	イ 〜 〜	990	102	1,092	面隣向 島建集舎 前火農住宅 構造 2村	50.2m ²	特 および 多雪・ 寒冷	イ 〜 〜	990	102	1,092
		一般	〜 〜 〜	960	102	1,062			一般	〜 〜 〜	960	102	1,062
		奄美	〜	1,232	102	1,334			奄美	〜	1,233	102	1,335
中合 野爲住宅 火農 佛村 面隣向	50.0m ²	特 および 多雪・ 寒冷	イ 〜 〜	1,220	102	1,322	中合 野爲住宅 火農 佛村 面隣向	50.0m ²	特 および 多雪・ 寒冷	イ 〜 〜	1,221	102	1,323
		一般	〜 〜 〜	1,174	102	1,276			一般	〜 〜 〜	1,173	102	1,275
		奄美	〜	1,500	102	1,602			奄美	〜	1,500	102	1,602

簡易耐火構造之附建	42.5m ²	特	イ	890	36	926	簡易耐火構造之附建	39.5m ²	特	イ	828	36	864
		多雪・寒冷	ニ	852	36	888			多雪・寒冷	ニ	783	36	819
		一般	ハ	818	36	854			一般	ハ	759	36	795
		奄美	ヘ	1,048	36	1,084			奄美	ヘ	975	36	1,011
中層耐火構造	42.5m ²	特	イ	1,078	36	1,114	中層耐火構造	39.5m ²	特	イ	1,011	36	1,047
		多雪・寒冷	ニ	1,034	36	1,070			多雪・寒冷	ニ	966	36	1,002
		一般	ハ	998	36	1,034			一般	ハ	927	36	963
		奄美	ヘ	1,274	36	1,310			奄美	ヘ	1,185	36	1,221
高層耐火構造	49.5m ²	特	イ	1,634	36	1,670	高層耐火構造	46.5m ²	特	イ	1,536	36	1,572
		多雪・寒冷	ニ	1,590	36	1,626			多雪・寒冷	ニ	1,491	36	1,527
		一般	ハ	1,554	36	1,590			一般	ハ	1,452	36	1,488

(内地) B

(単位 千円)

第 1 種			第 2 種		
構造別	地区別		1戸当り 標準 床面積	地区別	1戸当り建設工事費
	工事用地	地			
簡家向 易建築 耐火 鉄骨住宅 構造 平村	特 お 上 び 多 雪 ・ 寒 冷	イ	50.0m ²	イ	972
		ハ		ハ	
同上	一 般	ハ	50.0m ²	ハ	924
		ヘ		ヘ	
同上	奄 美	ヘ	50.0m ²	ヘ	1,170
		ニ		ニ	
同上	特 お 上 び 多 雪 ・ 寒 冷	イ	50.0m ²	イ	1,038
		ハ		ハ	
同上	一 般	ハ	50.0m ²	ハ	1,008
		ヘ		ヘ	
同上	奄 美	ヘ	50.0m ²	ヘ	1,280
		ニ		ニ	
同上	特 お 上 び 多 雪 ・ 寒 冷	イ	50.0m ²	イ	1,268
		ハ		ハ	
同上	一 般	ハ	50.0m ²	ハ	1,220
		ヘ		ヘ	
同上	奄 美	ヘ	50.0m ²	ヘ	1,174
		ニ		ニ	
同上	特 お 上 び 多 雪 ・ 寒 冷	イ	50.0m ²	イ	1,500
		ハ		ハ	
同上	一 般	ハ	50.0m ²	ハ	1,500
		ヘ		ヘ	
同上	奄 美	ヘ	50.0m ²	ヘ	1,518
		ニ		ニ	

1戸当り建設工事費一覧表(つづき)

(北海道) A (補助対象となる用地買取費又は借地権の取得費がある場合)

(単位 千円)

第1報			第2報			
構造別	地区別		1戸当り標準床面積	構造別	地区別	
	工	事用地			工	事用地
	1戸当り標準床面積	(1)工事費	(2)用地取得造成費	(3)=(1)+(2)	(1)工事費	(2)用地取得造成費
簡易耐火構造	37.5m ²	一般	174 120 58	906 852 790	645	159 108 51
		特	58	848	696	51
簡易耐火構造	44.5m ²	一般	216 156 84	1,174 1,114 1,042	888	198 141 81
		特	84	1,118	957	81
中造耐火構造	44.5m ²	一般	216 156 84	1,398 1,338 1,266	1,092	198 141 81
		特	84	1,360	1,176	81

(北海道) A

(単位 千円)

第 1 種			第 2 種		
構 造 別	地区別		1戸当り 標準 床面積	地区別	1戸当り建設工事費
	工 事 用 地	(1)工事費			
簡易集合 住宅(農 村) 農山村 農山村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
簡易集合 住宅(農 村) 農山村 農山村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
中層集合 住宅(農 村) 農山村 農山村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費
	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	(3)用地取 得造成費

1戸当り建設工事費一覧表(つづき)

(北海道) B (補助対象となる用地買取費又は借地権の取得費がない場合)

第 1 種		第 2 種		種		(単位 千円)		
1戸当り 標準 床面積	地区別 工事用地	1戸当り建設工事費 (1)工事費	1戸当り建設工事費 (2)用地取 得造成費	1戸当り 標準 床面積	地区別 工事用地		1戸当り建設工事費 (1)工事費	1戸当り建設工事費 (2)用地取 得造成費
簡易 耐火 木家建	一般	732	36	33.0m ²	一般	645	36	
	特	790	36		特	696	35	
簡易2 耐火 木建	一般	958	36	41.0m ²	一般	888	36	
	特	1,034	36		特	957	36	
中造 耐火 木構	一般	1,182	36	41.0m ²	一般	1,092	36	
	特	1,276	36		特	1,176	36	

(北海道) B

(単位 千円)

第 1 種			第 2 種			
構 造 別	地 区 別		1戸当り 標 床 面 積	地 区 別		1戸当り建設工事費 (2)用地取 得造成費
	工 事 用 地	特 別 用 地		工 事 用 地	特 別 用 地	
簡家向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
簡路向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
中 層農住 角山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
簡家向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
簡路向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
中 層農住 角山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
簡家向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
簡路向 易建集 耐火(農住 水橋山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48
中 層農住 角山毛 構造平村	イ	特 および 一般	50.0m ²	イ	特 および 一般	48

(注) すでに次年度以降建設用地取得着費亦業により用地取得造成費について、国の補助金の交付を受けた用地及び用地取得造成費の支出のない用地に建設する場合は、別表に掲げる1戸当たり建設工事費は、別表に掲げる1戸当たり用地取得造成費を差し引いた額とする。

地区別内訳（内地）

（1）工事費

地区別	地 域
特地区	<p>東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県の一部（熱海市）、愛知県、京都府（ただし福知山、舞鶴、綾部、宮津の各市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐、与謝、中、竹野、熊野の各郡を除く）、兵庫県（ただし、豊岡市、城崎、出石、美方、養父の各郡、朝来郡和田山町を除く）</p> <p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、昭和42年4月1日現在において指定されている離島振興対策実施地域</p>
多雪・寒冷地区	<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、長野県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県の一部（高山市、郡上、益田、大野、吉城の各郡、揖斐郡藤橋村）、滋賀県の一部（坂田郡伊吹村、東浅井郡浅井町、伊香郡木之本町、余呉、西浅井の各村、高島郡マキノ、今津の各町、朽木村）、京都府の一部（福知山、舞鶴、綾部、宮津の各市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐、与謝、中、竹野、熊野の各郡）、兵庫県の一部（豊岡市、城崎、出石、美方、養父の各郡、朝来郡和田山町）、鳥取県、島根県の一部（松江、出雲、大田、安来、平田の各市、八束、能登、仁多、大原、飯石、簸川、邑智、美濃、鹿足、穂地、周吉の各郡、那賀郡旭町、金城、弥栄の各村）、</p>
奄美地区	鹿児島県の一部（名瀬市、大島郡）
一般地区	上記以外の地域

(2) 用地取得造成費

地区別	地 域
イ	東京都
ロ	大阪市
ハ	横浜、熱海、名古屋、神戸、芦屋、広島、福岡の各市
ニ	仙台、市川、千葉、川口、川崎、横須賀、鎌倉、逗子、新潟、甲府、金沢、伊東、静岡、岐阜、大津、京都、堺、池田、東大阪、豊中、守口、吹田、茨木、高槻、八尾、箕面、尼ヶ崎、西宮、伊丹、奈良、和歌山、岡山、呉、下関、徳島、北九州、久留米、大牟田、飯塚、長崎、佐世保、熊本、大分、別府、鹿児島 of 各市 神奈川 県 足 柄 郡 湯 河 原 町
ホ	青森、八戸、盛岡、釜石、塩釜、石巻、秋田、山形、鶴岡、会津若松、郡山、福島、いわき、水戸、日立、土浦、日光、宇都宮、足利、桐生、高崎、前橋、浦和、大宮、与野、蕨、川越、狭山、所沢、草加、越谷、春日部、岩槻、上尾、戸田、入間、鳩ヶ谷、船橋、松戸、習志野、市原、柏、流山、八千代、藤沢、小田原、平塚、茅ヶ崎、相模原、大和、秦野、厚木、長岡、三条、高田、富山、高岡、福井、長野、上田、松本、諏訪、浜松、清水、沼津、三島、大垣、高山、多治見、蒲郡、尾西、碧南、常滑、豊橋、岡崎、瀬戸、一宮、津島、刈谷、半田、小牧、春日井、豊田、安城、津、四日市、桑名、伊勢、彦根、草津、長浜、宇治、姫路、明石、宝塚、西脇、高砂、川西、加古川、三木、相生、赤穂、大和高田、大和郡山、天理、橿原、田辺、新宮、海南、鳥取、米子、境港、松江、浜田、倉敷、玉野、尾道、三

ホ	<p>原、福山、因島、大竹、宇部、小野田、山口、徳山、岩国、高松、松山、宇和島、新居浜、今治、高知、直方、田川、佐賀、水俣、宮崎、延岡、日田の各市</p> <p>埼玉県北足立郡、神奈川県中部大磯、二宮、伊勢原の各町、三浦郡葉山町、足柄郡箱根町、高座郡座間、海老名の各町、新潟県西頸城郡青海町、静岡県庵原郡蒲原、由比の各町、田方郡伊豆長岡町、愛知県愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、碧海郡、岐阜県安八郡墨俣町、京都府久世、乙訓、綴喜の各郡、大阪府内の上記以外の市町村、兵庫県加古郡、川辺郡猪谷川町</p>
へ	上記以外の市町村

地域別内訳（北海道）

（1）工事費

地区別	地 域
特	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、昭和42年4月1日現在において指定されている離島振興対策実施地域
一般	上記以外の地域

（2）用地取得造成費

地区別	地 域
イ	札幌、小樽の各市
ロ	函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、留萌、苫小牧、江別の各市
ハ	上記以外の市町村

別表第2 付帯事務費算出割合

(1) 公営住宅建設事業

内地

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	付帯事務費算出割合	事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	付帯事務費算出割合
0～21,000千円	3.7%	270,001～330,000千円	2.6%
21,001～26,000	3.6	330,001～440,000	2.5
26,001～35,000	3.5	440,001～580,000	2.4
35,001～45,000	3.4	580,001～770,000	2.3
45,001～58,000	3.3	770,001～1,060,000	2.2
58,001～74,000	3.2	1,060,001～1,400,000	2.1
74,001～103,000	3.1	1,400,001～1,900,000	2.0
103,001～135,000	3.0	1,900,001～2,600,000	1.9
135,001～172,000	2.9	2,600,001～3,500,000	1.8
172,001～220,000	2.8	3,500,001千円以上	1.7
220,001～270,000	2.7		

北海道

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	付帯事務費算出割合	
	道	市町村
0～14,000千円	3.2%	2.6%
14,001～38,000	3.1	2.5
38,001千円以上	3.0	2.4

(2) 次年度以降建設用地取得造成事業

(1)に同じ。

(3) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額のいかんにかかわらず、付帯事務費の算出割合は、2.7%とする。